

佐賀県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十八号

佐賀県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県公益認定等審議会条例施行規則（平成二十年佐賀県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十七条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十七条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百二十八条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

附 則

この規則は、公布の日から施行する。